

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年5月2日）

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小山田 智基

<p>事案名</p>	<p>秦野市景観形成基本計画等の見直しについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>本市では、平成15年に「秦野市景観形成基本計画」を策定し、市民共有の財産である良好な景観を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくための基本的な方針、施策の方向を定め、その後、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進するための制度として、ふるさと秦野生活美観計画（景観計画）、秦野市景観まちづくり条例、秦野市屋外広告物条例を制定し、個性ある景観を生かしたまちづくりを推進しています。</p> <p>本格的な人口減少、少子超高齢社会が到来し、中心市街地の衰退が目立つ一方、待望の新東名高速道路の開通により大きな転換期を迎えるなど、本市を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、表丹沢魅力づくり構想の推進や中心市街地の活性化に向けた取組み等を踏まえ、本市の景観を守り、生かしながら更なる魅力を発信し、誇りと愛着あるまちを次の世代に引き継ぐことができるよう「秦野市景観形成基本計画」を見直すとともに、「ふるさと秦野生活美観計画」、「秦野市景観まちづくり条例」及び「秦野市屋外広告物条例」について、時代的検証を行うものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 景観まちづくりの体系</p> <p>2 検討体制</p> <p>(1) 秦野市まちづくり審議会（秦野市まちづくり条例に基づく附属機関）</p> <p>(2) 秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経過</p>	<p>平成15年 秦野市景観形成基本計画の策定</p> <p>平成16年 景観法の制定</p> <p>平成17年 景観行政団体へ移行 秦野市景観まちづくり条例の制定</p> <p>平成18年 ふるさと秦野生活美観計画（景観計画）の策定</p> <p>平成22年 秦野市屋外広告物条例の制定</p> <p>平成23年 秦野市景観形成基本計画の改定</p> <p>令和3年 秦野市景観形成基本計画の見直しに着手</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の進め方</p>	<p>令和4年5月 秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議の設置</p> <p>令和4年6月 秦野市まちづくり審議会専門部会 新たな課題等への意見聴取</p> <p>令和4年10月 秦野市景観形成基本計画（改定素案）の作成</p> <p>令和4年11月 秦野市まちづくり審議会専門部会 改定素案への意見聴取 パブリックコメントの実施</p> <p>令和5年1月 秦野市景観形成基本計画（改定案）の作成</p> <p>令和5年2月 秦野市まちづくり審議会 改定案の諮問・答申</p> <p>令和5年3月 秦野市景観形成基本計画の改定</p>

秦野市景観形成基本計画等の見直しについて

1 景観形成の背景、目的（景観形成基本計画 第1章）

本市の景観は、豊かな自然の恵みを受けながら地域の人々のたゆみない暮らしの営みの積み重ねにより育まれてきました。

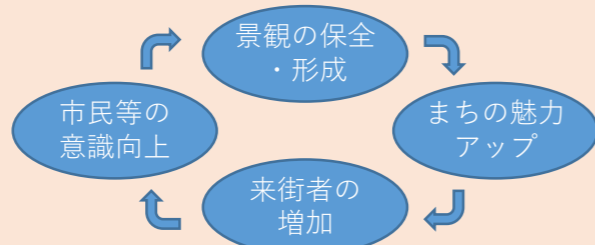
しかし、高度経済成長と都市化の波により、暮らしの中の効率と便利さが追求され、自然景観に育まれた私たちの暮らしの中の景観も大きく変化してきました。

そこで、「ゆとり」「やすらぎ」「うるおい」を五感で実感できる風景、歴史、文化の薫りが漂う風情を生かした「景観まちづくり」を推進するため、平成15年に秦野市景観形成基本計画を策定し、市民共有の財産である良好な景観を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくための基本的な方針、施策の方向を定めました。その後、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進するための制度として、ふるさと秦野生活美観計画（景観計画）、秦野市景観まちづくり条例、秦野市屋外広告物条例を制定し、個性ある景観を生かしたまちづくりを推進しています。

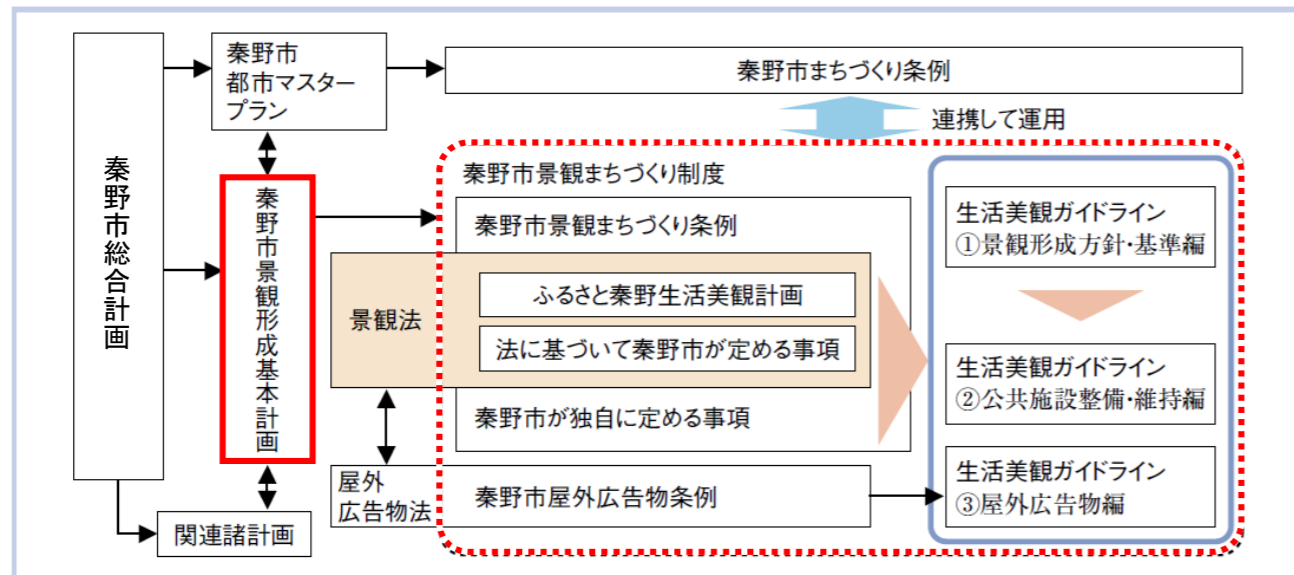
■見直しの視点①

本格的な人口減少、少子超高齢社会が到来し、中心市街地の衰退が目立つ一方、待望の新東名高速道路の開通により大きな転換期を迎えるなど、本市を取り巻く環境が大きく変化しています。

表丹沢魅力づくり構想の推進や中心市街地の活性化に向けた取り組み等を踏まえ、本市の景観を守り、生かしながら更なる魅力を発信し、誇りと愛着あるまちを次の世代に引き継ぐことができるよう、「秦野市景観形成基本計画」を見直すとともに、「ふるさと秦野生活美観計画」、「秦野市景観まちづくり条例」及び「秦野市屋外広告物条例」について、時代的検証を行うものです。



2 景観まちづくりの体系（景観形成基本計画 第1章）



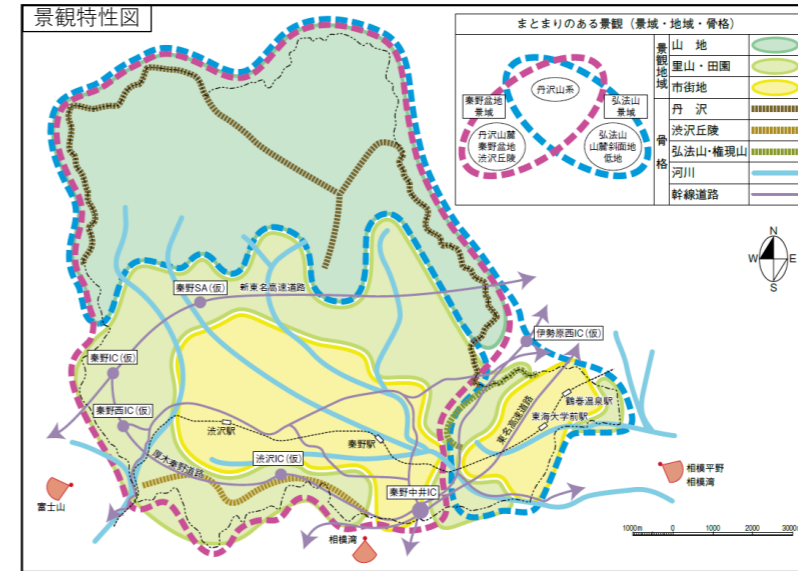
3 計画の目標年次（景観形成基本計画 第1章）

景観形成基本計画の目標年次：令和2年度（2020年度）

■見直しの視点②

景観形成には長い時間を要することから、目標年次設定の是非も含めて検討します。

4 本市の景観の特徴（景観形成基本計画 第2章）



5 景観まちづくりの基本理念（景観形成基本計画 第3章）

- 景観の視点からのまちづくり“景観まちづくり”
- 長期的な視点に基づく地域の個性を活かす景観まちづくり
- 身近な生活から始める協働による景観まちづくり

6 景観まちづくりの基本目標（景観形成基本計画 第4章）

- 自然豊かな丹沢の山並み、みどり、水辺を活かした景観まちづくり
- 秦野の風土が培ってきた歴史・文化を暮らしの中に活かす景観まちづくり
- 周辺環境に配慮した景観まちづくり
- 市民一人ひとりが進める景観まちづくり

■見直しの視点③

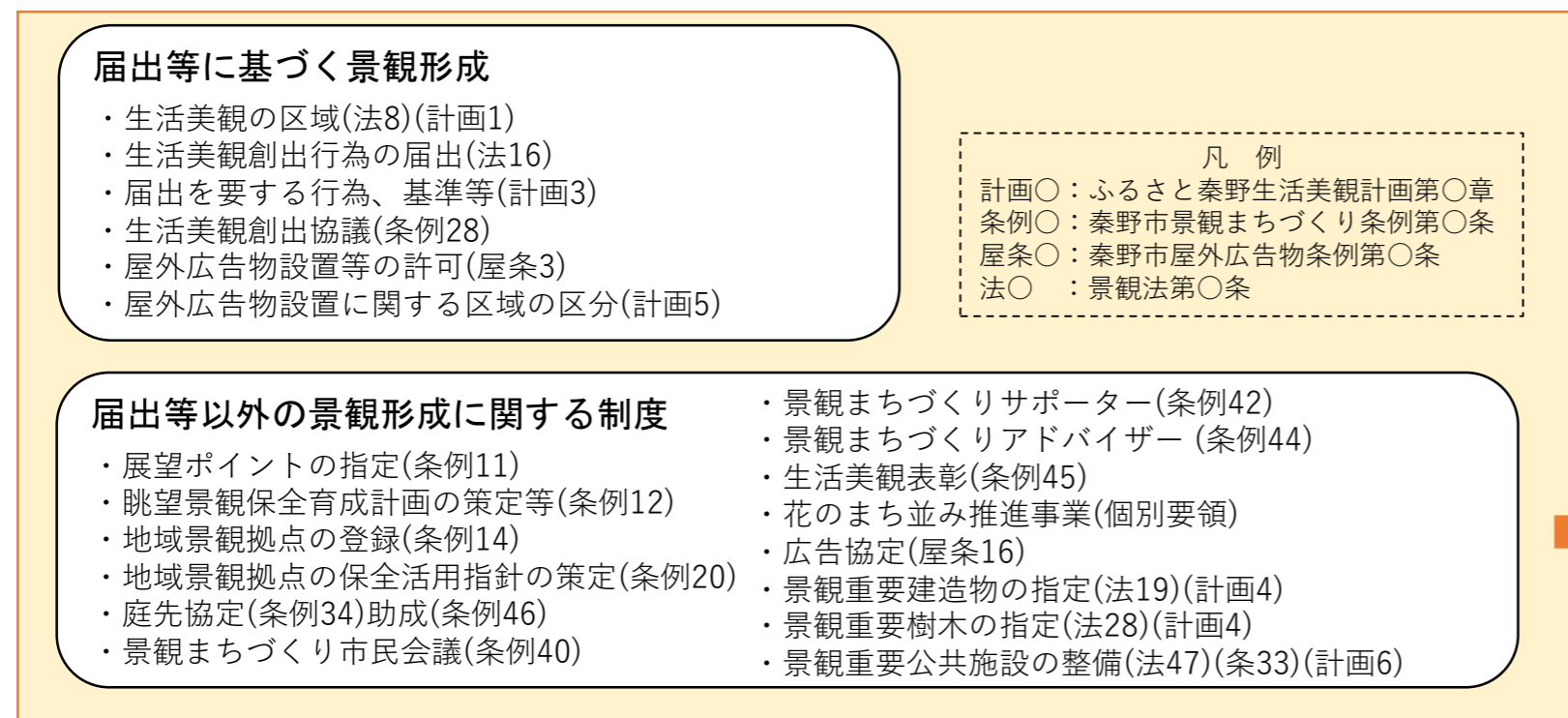
景観の特徴、基本理念、基本目標等は、時代の変化に左右されないものとして扱います。なお、基本理念、基本目標は、新たな都市像「水と緑に生まれ誰もが輝く暮らしよい都市」との整合も図れています。

秦野市景観形成基本計画等の見直しについて

7 景観まちづくりの基本方針、施策の方向（景観形成基本計画 第5章）



8 景観まちづくり制度の検証（ふるさと秦野生活美観計画、景観まちづくり条例、屋外広告物条例）



■見直しの視点④

時代の移り変わりとともに、景観資源を取り巻く環境も変化していることから、景観資源の保全・形成の状況や、本市の重要施策（表丹沢魅力づくりや中心市街地の活性化等）を踏まえて見直します。

■見直しの視点⑤

届出等に基づく景観形成では、重要施策や地域特性を踏まえた区域の区分等を検討します。
届出等以外の景観形成に関する制度では、継続的な活用ができていない制度があることから、運用上の課題整理や、より効果的な手法等について、時代の変化を踏まえて検証します。

基本理念

秦野市景観形成基本計画等の見直しについて

9 見直し体制

(1) 秦野市まちづくり審議会

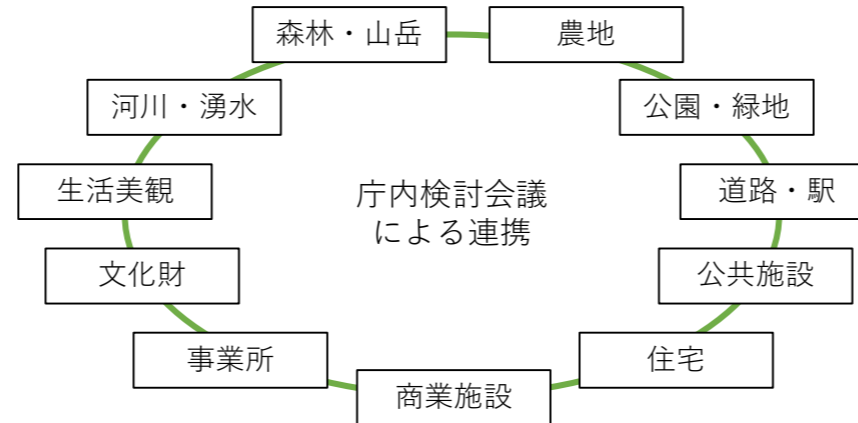
秦野市まちづくり条例に基づく市長の附属機関として、学識経験者（法律、環境、都市計画、建築、景観、福祉）、関係行政機関の職員及び市民からなる10名の委員で組織し、景観まちづくりに関する基本的事項その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項について、調査及び審議します。
 なお、検討の各段階においては、秦野市まちづくり条例施行規則に規定する秦野市まちづくり審議会景観専門部会と協議しながら進めます。

(2) 秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議

秦野市景観形成基本計画の見直し等を行うため、まちづくり計画課長が必要と認める時に庁内関係課長（16課）で組織する会議を開催します。

【庁内検討会議を構成する16課】

- | | |
|-------------|----------|
| 総合政策課 | 市民活動支援課 |
| 生涯学習課 | 環境共生課 |
| 森林ふれあい課 | 産業振興課 |
| 農業振興課 | 観光振興課 |
| はだの魅力づくり推進課 | まちづくり計画課 |
| 交通住宅課 | 開発指導課 |
| 建築指導課 | 建設総務課 |
| 公園課 | 国県事業推進課 |



■見直しの視点⑥
 庁内関係課が取り組んでいる各施策に「景観」の視点を加えることで、各部局が連携した景観まちづくりの実現を図ります。

10 見直しスケジュール（案）

	令和3年度 (2021年度)					令和4年度 (2022年度)														
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	
秦野市景観形成基本計画の見直し	→					→												改定	公表	
庁内検討会議 (令和3年度は庁内打合せ)	12/22 庁内説明会				3/29 庁内打合せ	◎ 設立	◎ 新たな課題への対応		◎ 改定の方向性			◎ 改定素案					◎ 改定案			
秦野市まちづくり審議会					3/11 屋外広告物禁止区域(諮問)		◎ 新たな課題への対応(協議)						◎ 改定素案(協議)				◎ 改定案(諮問)			
ふるさと秦野生活美観計画 秦野市景観まちづくり条例 秦野市屋外広告物条例						→														
	活用頻度が少ない制度の検証 新たな課題への対応を整理																		※検証の結果、改正の必要性を検討	

■見直しの視点⑦
 まずは、基本的な方針を定める景観形成基本計画の見直しから着手します。
 次に、各制度の活用に関する検証や新たな課題への対応等を踏まえ、ふるさと秦野生活美観計画、景観まちづくり条例、屋外広告物条例について、必要に応じて見直しを検討します。

秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議設置要領

(令和4年5月2日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、市民共有の財産である良好な景観を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくための基本的な方針や施策の方向を定めた秦野市景観形成基本計画（以下「基本計画」という。）の改定に向けた検討及び、関連するふるさと秦野生活美観計画、秦野市景観まちづくり条例及び秦野市屋外広告物条例（以下「関連計画等」という。）の時代的検証を行う組織として、秦野市景観形成基本計画等見直し庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、基本計画及び関連計画等に定める事項について検討し、及び改定について協議する。

(検討会議)

第3条 検討会議は、基本計画及び関連計画等の全庁的事項に係る調整を行う。

2 検討会議は、まちづくり計画課長が主宰し、別表に掲げる職員により構成する。

3 検討会議の運営上必要があると認めるときは、その構成員以外の者を出席させることができる。

4 検討会議は、まちづくり計画課長が必要と認めるときに開催する。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、まちづくり計画課において処理する。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、検討会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年5月2日から施行し、基本計画を公表した日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

総合政策課長
市民活動支援課長
生涯学習課長
環境共生課長
森林ふれあい課
産業振興課長
農業振興課長
観光振興課長
はだの魅力づくり推進課長
まちづくり計画課長
交通住宅課長
開発指導課長
建築指導課長
建設総務課長
公園課長
国県事業推進課長